

平成19年10月16日

厚生労働大臣

舛添要一 殿

特別区長会

会長 多田正見

東京都市長会

会長 尾又正則

中国残留邦人等への新たな支援策について（緊急要望）

先般、生活保護関係全国係長会議において、老齢基礎年金の満額支給及び補完する生活支援（「中国残留邦人生活支援給付金（仮称）」）を柱とする新たな支援策案が示されました。

東京都内における生活保護受給中の中国残留邦人等帰国者は、平成18年12月末の時点で、818世帯であり、全国3,589世帯の2割強を占めています。今回の支援策について、これまで中国残留邦人等の方々が重ねてこられた御苦勞を思えば、祖国で心安らかな老後の日々を支援する大切な事業であると認識しております。中国残留邦人等の方々に精神的負担を与えることのないような事業実施をお願いいたします。

一方で、これらの事業の国家責任の性格を考えますとき、事業実施に当たり新たな財政負担を自治体に求めることについては、了承しかねるものです。

以上の視点から、下記のとおり要望いたします。

記

1 新給付金事業について

現存の旧軍人等に対する給付事業と同じく、国の責任において実施すること。

また、その財源についても、生活保護とは別の国事業として位置づけられるべき事業の創設であり、自治体に負担を求めることなく、全額国庫負担とすること。

2 実施体制について

給付事務を自治体に委託するに当たって、支援・相談員の配置費、事務費など、自治体の負担が生じないようにすること。

また、支援・相談員の配置先など事業所管課については、生活保護所管課に限定せず、各自治体の判断に委ねること。

3 その他

制度創設、実施に当たっては、上記を含め、自治体の意見を十分に聴くこと。